令和５年度版

**について（お知らせ）**

井川町では、お子さんが等しく勉強できるように経済的理由でお困りの方に対して費用の一部を援助する“就学援助”の制度を設けております。令和４年度から所得基準を大幅に緩和し利用しやすい制度としておりますので、希望される方はこのお知らせをよくお読みいただき、申請してください。

１. 対 象 者

　井川義務教育学校に在籍する児童生徒の保護者や、４月より井川義務教育学校に入学を予定している児童の保護者等で、次の要件を満たしていると認められた方です。

１　生活保護を受けている方（該当者には別途書面にて通知します）

２　経済的にお困りの方（所得審査があります）

３　災害、失業その他特別な事情のある方

※井川町に住所を有し、他の学校に就学する場合であっても対象となることがありますので、詳しくは井川町教育委員会へお問い合わせください。

２. 援 助 を 受 け ら れ る 目 安

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 人数 | 構成（例）（令和５年４月１日現在の満年齢） | 目安となる合計所得の上限額 |
| ２人 | 保護者３０歳・子７歳 | ２４１万円 |
| ３人 | 父３５歳・母３５歳・子９歳 | ２７７万円 |
| ４人 | 父３５歳・母３５歳・子１４歳・１０歳 | ３１６万円 |
| ５人 | 父３５歳・母３５歳・子１１歳・８歳・４歳 | ３３５万円 |

例 ）借家で人数及び年齢だった場合のおおよその合計所得額です。

　所得審査は、お子さんと生計を一にする世帯全員の所得等の合計額により行われます。認定基準となる額は、人数、年齢及び家賃の有無等、世帯の状況により異なります。

３. 援 助 を 受 け ら れ る 費 目

○学用品費 ○新入学児童生徒学用品費（新1年生及び新7年生） ○修学旅行費 ○学校給食費

○校外活動費（該当学年）　○卒業アルバム代（９年生）　○ＰＴＡ会費

４. 申 請 に 必 要 な 書 類 と 提 出 先

就学援助申請書を次の期日まで提出してください。

①　令和５年４月に井川義務教育学校等へ入学する新１年生又は新７年生がいる場合

　　　令和　５年　３月　３日（金）まで

②　上記以外の場合

　　　令和　５年　３月３１日（金）まで

※ 申請は、上記の期限を過ぎても随時受付けしていますが、認定月によって一部対象外となる費目等があります。

※ 就学援助は年度ごとです。現在就学援助を受けている方で継続して就学援助を希望する場合は、再度申請が必要です。

井川町農村環境改善センター内　井川町教育委員会事務局　学務班

〒018－1512　南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口79－2　　電話018ｰ874－4424

上記へ直接持参または郵送してください。（郵送は期限必着）